

タブレット端末を利用するにあたっての注意事項

(児童・生徒・保護者は必ずお読みください)

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにするためにタブレット端末を使用して学習を行ったり、ご家庭に貸し出したりします。使用上のルールをしっかりと守ってタブレット端末を活用しましょう。

1 目的

糸島市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使用します。

2 使用ルール

- ・学習活動に関わる以外に使わないこと
- ・学校・家庭での学習以外では使用しないこと
- ・校内での使用や授業中での使用は、先生の指示に従うこと
- ・登下校中はカバンの中に入れ、使用しないこと
- ・タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないこと
- ・自分のタブレット端末のアカウントIDやパスワードなどを絶対に他人に教えないこと
- ・使用時間等利用にあたって、ご家庭でよく話し合い、長時間使用することなく、細めに休憩しながら使うなど、しっかり使用のルールを決めること
- ・紛失、盗難、落下、水没などしないように十分気をつけること
- ・落書きや傷をつける行為は絶対にしないこと
- ・カメラで勝手に写真を撮って保存等しないこと
- ・タブレット端末の設定を勝手に変更しないこと
- ・学校の許可なくタブレット端末を他のパソコンやUSBメモリ等、その他の周辺機器と接続しないこと
- ・家庭で使用する場合は、家庭で充電を行うこと

※ タブレット端末を使用するにあたり、目的外での使用や使用ルールが守られないことがあった場合は、タブレット端末の返却や使用の制限をすることがあります。

3 インターネットの安全な使用について

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしも、不審なサイトに入ってしまった時にはすぐに退室するか、パソコンを閉じ、保護者へ知らせること
- ・貸与されているアカウントIDを個人的な登録に使用しないこと
- ・自分や他人の個人情報（名前、住所、電話番号、写真など）はインターネット上には絶対に書き込まないこと（賠償責任など、学校で解決できない問題になり、保護者の責任になる場合があります。）

4 不具合や故障について

- ・タブレット端末本体やインターネットが使えなくなり、再起動しても元に戻らないときは、学校へ連絡すること
- ・タブレット端末の故障時は速やかに学校へ連絡すること
- ・紛失・盗難の場合は、必ず警察へ届け出を出し、学校へ報告すること
- ・タブレット端末を充電する際には、専用の充電器（純正の充電器）を使用すること

5 その他

- ・卒業・転出(市内・市外)する際は、在学していた学校に返却すること（貸与しているアカウントIDについては市外への転出、卒業時には消去します。）
- ・タブレット端末の使用状況については、教育委員会ですべて把握できるので不審なサイトにアクセスしたり、許可なく写真や音楽をタブレット端末に保存したりしないこと
- ・カメラを使つての動画や写真の撮影は許可なく行わないこと。（授業等で先生からの指示があった場合に使用します。）

※ 誰でも「自分の姿や顔を勝手に利用されたり公開されたりしない権利」を持っています。これを肖像権と言います。相手の許可なくして撮影することは肖像権の侵害にあたり、罪に問われることがあります。

※ 使用しているミライシード、L-Gate等においては、氏名等の情報を契約業者と共有する場合があります。なお、共有した情報については、目的外において利用することはありません。

※ 故意または過失等により、タブレット端末が使用できない状態になった場合は、修理等の代金のお支払いをお願いすることがありますので、取扱いに十分ご注意ください。

※ 学校への同意書の提出をもって、貸与の条件となります。

※ 賠償責任等が生じた場合、学校は関与できません。